



## 平井 JFC 規約

### 第 1 条(名称)

当クラブは、平井ジュニアフットボールクラブ(平井 JFC)と称す。

### 第 2 条(所在)

当クラブは、東京都江戸川区南葛西 1-13-9 クレセントハイツ 202 に主たる事務所を置く。

### 第 3 条(目的)

当クラブは、サッカーを通じ、地域スポーツの振興とサッカーの普及、次世代を担う子ども達をサッカーを通じて心身共に健全な成長を図る事を目的とする。

### 第 4 条(入会資格)

当クラブに入会するには、次の要件を備えなければならない。

- ① 当クラブの目的・方針に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- ② スポーツを行うのに適した健康状態であること。
- ③ 平井 JFC の選手・スクール生として認められたもの。

### 第 5 条(入会金・月会費等)

- ① 当クラブに入会するものは、別に定めるところにより所定の入会金・月会費を納入するものとする。
- ② 一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いては返還しない。

## **第 6 条(会費の滞納)**

会費の納入を怠った場合は、当クラブは指導を停止し、当該選手・スクール生を退会させることができる。

## **第 7 条(遵守事項)**

会員は本規約を遵守すると共に、会場ではコーチ・スタッフの指示に従うものとします。

## **第 8 条(届出事項の変更)**

会員は当クラブに届出た氏名、住所、電話番号等について、変更があった場合は、速やかに当クラブの届出るものとする。

## **第 9 条(指導内容)**

当クラブは、指導要綱に定め、これに基づいて指導方法を決定する。

## **第 10 条(選手・スクール生のモラル)**

フェアプレーと尊重の精神をモットーとし、クラブ選手・スクール生サッカーに親しみ楽しめる様に努めること。

## **第 11 条(補償)**

会員が当クラブの活動中及び、会場への行き帰りで傷害を受けた場合は、加入しているスポーツ保険の範囲内で補償する。

## **第 12 条(負傷時の処置)**

会員が当クラブの活動時に負傷した場合には、当クラブスタッフが応急手当を施します。但し、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとして、当クラブは一切責任を負わないものとする。

## **第 13 条(免責)**

会員は施設利用に関する諸規則及び施設管理者と指導者の指示に従って行動するものとし、これを違背して盗難、傷害等の事故が起こっても当クラブ及び指導者、施設管理者に対して、傷害賠償を請求しないものとする。

## **第 14 条(退会)**

当クラブを退会するものは、退会する月の前月末日までにスタッフまで連絡すること。

## **第 15 条(資格の停止及び除名)**

本規約に違反するなど、当クラブの選手・スクール生としてふさわしくないと認めたものに対して、当クラブは退会、除名させることができる

## **第 15 条(休校・閉鎖)**

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営・活動を継続することが困難となる場合は、当クラブを休校、もしくは閉鎖することがある。

## **第 16 条(写真・映像の使用)**

当クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を当クラブのホームページ及びブログで使用する場合があります。

※不都合があればスタッフまで申し出て下さい。

## **第 17 条(個人情報の取り扱い)**

当クラブは法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

## **第 18 条(細則)**

当クラブ規則に定めのない事項等必要な細則は、当クラブが定めるものとする。

## **第 19 条(施行)**

本規約は令和 5 年 1 月 23 日より発効される